

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども・子育て支援に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

子ども・子育て支援関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

北海道千歳市長

## 公表日

令和8年2月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	ADWORLD(団体内統合宛名システム)・ 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の9の項及び127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号(特定個人情報の制限)に基づく主務省令第2条の表 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令  (情報提供の根拠)なし (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17の項、20の項及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千歳市子ども福祉部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	千歳市総務部総務課情報公開係 千歳市東雲町2丁目34番地 (電話)0123-24-3131(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	千歳市子ども福祉部こども政策課保育係 千歳市東雲町2丁目34番地 (電話)0123-24-3131(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の庁外への持ち出しを一切禁止している。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ ○ ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[      十分に行っている      ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[      十分である      ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報の庁外への持ち出しを一切禁止している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月10日	I-5. ②	こども政策課長 北村 昌樹	こども政策課長	事後	
平成30年7月10日	II-1.	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月10日	II-2.	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-1.	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2.	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV	なし	「IVリスク対策」に記載のとおり	事後	
令和2年5月18日	I-1. ②	子ども・子育て支援法など関連法に則り、認定こども園や保育所等に入園する支給認定の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
令和2年5月18日	II-1.	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月18日	II-2.	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月20日	I-1. ③	子ども・子育て支援システムこあら	子ども・子育て支援システムこあら・ADWORLD(団体内統合宛名システム)・中間サーバー	事前	
令和3年7月27日	I-4. ②	番号法第19条7号、別表第二の116の項	番号法第19条8号、別表第二の116の項	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	II-1.	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月27日	II-2.	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月27日	IV-8	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和4年6月16日	I-1. ③	子ども・子育て支援システムこあら・ADWORLD(団体内統合宛名システム)・中間サーバー	ADWORLD(団体内統合宛名システム)・中間サーバー	事後	
令和4年6月16日	II-1.	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月16日	II-2.	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月8日	II-1.	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月8日	II-2.	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和8年1月20日	I-3	番号法第9条1項、別表第一 第94項並びに子ども子育て支援法第20条	番号法第9条第1項、別表の9の項及び127項	事後	令和7年12月12日の法改正による
令和8年1月20日	I-4. ②	番号法第19条8号、別表第二の116の項	番号法第19条8号(特定個人情報の制限)に基づく主務省令第2条の表	事後	令和7年12月12日の法改正による
令和8年1月20日	II-1.	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月20日	Ⅱ-2.	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年1月20日	Ⅳ-8、10、11	—	項目新設	事後	